05 健全化判断比率・資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年度、実質的な赤字や将来負担などにかかる指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足比率を議会に報告し、公表することとされています。

○健全化判断比率

財政の健全度を表すものです。南関町においては、全ての会計が黒字となり、実質公債費比率は対前年度と同比率、将来負担比率は対前年度1.1ポイント増となっています。

健全化判断比率	実質赤字比率※1	連結実質赤字比率※2	実質公債費比率※3	将来負担比率※4
令和７年度 （前年度）	— （—）	— （—）	7.8% （7.8%）	23.1% （22.0%）
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	—

【用語解説】

- ※1 実質赤字比率……一般会計などの実質収支の合計が赤字となった場合、標準財政規模（地方公共団体の標準的な一般財源の規模で普通交付税や町税などが主なもの）に対する割合。
- ※2 連結実質赤字比率……全会計の赤字額から黒字額を引いた額を標準財政規模で割った比率。
- ※3 実質公債費比率……一般会計の地方債の償還や公営企業への繰出金などから算出した指標です。借金の返済状況がどれだけ会計を圧迫しているかを3カ年平均で表します。
- ※4 将来負担比率……一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示したものです。南関町においては、全ての公営企業で資金不足はありません。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計（浄化槽）	—	
宅地分譲事業特別会計	—	

06 財政力指数・経常収支比率の公表

財政力指数は、地方交付税法の規定により算定される基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3カ年（令和５～令和７年度）の平均値により算出されるもので、「１」に近いほど財政に余裕があるとみなされます。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示すもので、歳出に占める経常経費（人件費など欠かせない経費）の割合を示します。数値が低いほど普通建設事業などの臨時的経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることになります。

	財政力指数	経常収支比率
令和７年度	0.39	92.2
令和６年度	0.39	91.2

07 町債残高の状況

町債は大きな事業をするために借入するお金のことで、多世代で利用する社会資本を公平に負担するものになっています。町債残高は令和７年度末で77億9,224万円となっており、令和６年度末に比べて3,515万円の減少となりました。令和７年度は、道路等新設・改良事業で2億9,270万円、総合運動公園整備事業で9,280万円、旧庁舎等解体事業で7,780万円、自然災害防止対策事業で7,670万円など、合計7億3,450万円を借入しました。

◆町債残高の推移（普通会計）◆

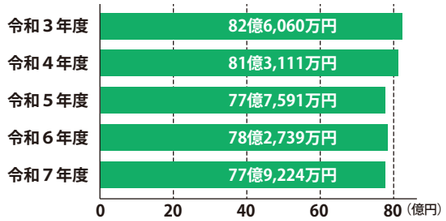

08 基金残高（積立基金）の状況

基金は法律や条例に基づいて設置するもので、町の貯金にあたります。令和７年度は森林環境譲与税基金、平成28年熊本地震復興基金等の取崩を行いましたが、財政調整基金、減債基金、ふるさとづくり基金等に積立を行ったことにより、基金残高は前年度より290万円増加しました。

※この基金残高は決算統計に基づくもので、定額運用基金および特別会計基金は除きます。

◆基金残高の推移◆

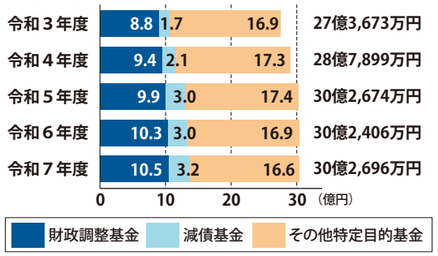

※財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整するための基金です。
※減債基金とは、将来の借金の返済に備え、積み立てる基金です。

09 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障経費充当内訳書

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度における使途状況は以下のとおりです。

事業名	決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税	その他
社会福祉事業	8億2,221万円	4億5,452万円	0	789万円	4,841万円	3億1,139万円
高齢者福祉事業	5億9,794万円	5,474万円	0	1,468万円	7,112万円	4億5,740万円
児童福祉事業	6億9,560万円	4億8,108万円	2,560万円	2,213万円	2,244万円	1億4,435万円
合計	21億1,575万円	9億9,034万円	2,560万円	4,470万円	1億4,197万円	9億1,314万円

10 入湯税の使途状況について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です。令和７年度における使途状況は以下のとおりです。

区分	決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	1億4,845万円	0	0	0	422万円	1億4,423万円
消防施設等の整備	633万円	0	290万円	75万円	18万円	250万円
観光の振興及び観光施設の整備	1,387万円	0	0	60万円	40万円	1,287万円
合計	1億6,865万円	0	290万円	135万円	480万円	1億5,960万円